

文教産業常任委員会記録

1. 開催日時 平成 29 年 3 月 8 日（水） 午後 3 時 40 分
2. 場 所 市議会第 3 委員会室
3. 出席委員
重村委員長・重廣副委員長・金崎委員・大草委員・林委員・先野委員・
山根委員・長尾委員・田村大治郎委員
4. 委員外出席議員
なし
5. 欠席委員
なし
6. 執行部出席者
別紙
7. 議会事務局職員
永田局長・岡田次長・佐伯主任主事
8. 協議事項
3 月定例会（2 月 28 日）から付託された事件（議案 10 件）
9. 傍聴者
なし
10. 会議の概要
 - ・ 開会 午後 3 時 40 分 閉会 午後 3 時 46 分
 - ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

平成 29 年 3 月 8 日

文教産業常任委員長 重 村 法 弘

記 録 調 製 者 岡 田 年 生

重村委員長 本日の出席委員については委員 9 人全員であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、文教産業常任委員会を開会します。

これより、本会議で本委員会に付託されました議案 10 件について審査を行います。

それでは、初めに、議案第 11 号「平成 29 年度長門市湯本温泉事業特別会計予算」を議題とします。第 1 条「歳入歳出予算」及び第 2 条「歳出予算の流用」を一括して審査します。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

永井経済観光部長 議案第 11 号「平成 29 年度長門市湯本温泉事業特別会計予算」につきましては補足説明はございません。

重村委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

林 委員 予算書 370 ページの 4 款諸収入の雑入なんですけれど、この中で移転等歩哨費 460 万円が計上されています。これの内容についてちょっと説明していただけますか。

小林観光課長補佐 この度、恩湯の解体工事とですね湯本のまちづくり計画で、恩湯の横の駐車場の前に市道があると思うんですが、そこに水道管と下水道管それと温泉管が入っておりまして、その移設工事につきまして移設工事を来年度実施するというので、今回設計業務の方委託しております。それぞれ 3 課がバラバラで発注するよりも一本化して発注した方が効率的だろうということで温泉事業の方でやることにしておりまして、その分の水道と下水道管の移設の部分については補償という形で戴くという形で上げております。

重村委員長 ほかにご質疑はありますか。ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありますか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 11 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手） 挙手全員です。

よって、議案第 11 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 30 号「仙崎地区交流拠点施設の指定管理者の指定について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

永井経済観光部長 議案第 30 号につきましても、補足説明はございません。提案説明で市長が申し上げた以外にはございません。

重村委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

ご質疑もないので、質疑を終わります。

討論を行います。ご意見はありますか。

林 委員 ただいま議題となっております議案第 30 号の「仙崎地区交流拠点施設の指定管理者の指定について」、反対の立場で簡潔に意見を申し上げます。この議案は、現在整備中の同施設において、新たに指定管理者制度を導入するため、指定管理者の指定を行うものであります。指定管理者は「ながと物産合同会社」となっており、指定の期間は、施設完成後から平成 34 年 3 月 31 日までとしております。私は昨年 3 月定例会の一般質問において、次のような趣旨で発言しております。「今、長引く景気の低迷で個人事業主、会社経営者は固定費を限界まで圧縮し、売り上げ、利益確保、日々の資金繰りに苦労と努力を重ねている。平成 26 年 5 月に設立された『ながと物産合同会社』は、自治体から損失補填を受け続けており、こうした甘い考えではまともな会社経営などできるはずはないと思っているが、どう考えているのか」とただしております。この考えは現時点でも変わっておりません。仙崎地区交流拠点施設の運営について言えば、先般、湯本温泉観光まちづくり推進体制構築支援事業の報告がおこなわれておりますが、そこには、民設民営、公設民営の比較として、次のような記述があります。観光地を形成する要素であり、温泉街に必要な 6 つの要素の一つであることを踏まえれば、質の高いハードとソフトの提供が可能な民間事業者により、ノウハウを生かした稼ぐ運営ができる「民設民営」の可能性を追求することがより望ましい。また、整備事業を起爆剤とし、温泉街の持続的発展につなげていく上で、指定管理等による「公設民営」手法には限界があることにも留意する必要がある。このように指摘しておりますが、これは仙崎地区交流拠点施設の運営に対して、私がかねてより申し上げていた政策的な留意点と合致するものであります。この点でも指定管理による「公設民営」の手法を取り入れた仙崎地区交流拠点施設には一貫して反対をしており、以上の理由から議案第 30 号に対する意見といたします。

重村委員長 ほかにご意見はございませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 30 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。

よって、議案第 30 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

本日の審査は、この程度にとどめ、

この続きは、10 日、予算決算常任委員会終了後から審査を行います。

本日は、これで延会します。どなたもご苦労様でした。